

入 札 説 明 書

教工第 2 号 上北山健民運動場改修工事

令和 7 年 1 0 月

上北山村

入 札 説 明 書

上北山健民運動場改修工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札に参加しなければなりません。

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。

(1) 次の条件をすべて満たしていること。

- ア 上北山村内に本店又は代理権限を持つ営業所等を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築一式工事業の許可を受けている者であること。
- イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期限内にある直近のもの）の結果における建築工事についての総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。
- ウ 令和6・7年度上北山村競争入札参加資格（建設工事）のうち、「建築一式」に登録されていること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- オ 上北山村暴力団排除条例（平成24年上北山村条例第6号）第2条第1号又は同条例3号に規定する者でないこと。
- カ 競争入札参加資格確認時点及びその後、入札執行日までの間において、上北山村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成29年告示第39号）による入札参加停止措置を受けていないこと。
- キ 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
 - 名 称 株式会社 岩崎建築設計事務所
 - 所在地 奈良県 奈良市 法蓮町 1046-2
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- ケ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- コ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかった者とみなします。
- サ 過去5年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であること。

第2 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、村長が定める競争入札参加資格確認申請書（様式1）を下記のとおり村長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。また、開札時において第1に掲げる事項を満たしていなければなりません。

(1) 申請書の提出

ア 提出期限 令和7年10月23日(木)午後5時まで。(土曜日、日曜日、祝祭日を除きます)
イ 提出場所 〒639-3701
奈良県吉野郡上北山村大字河合107 上北山村教育委員会
kyoiku@vill.kamikitayama.lg.jp

ウ 提出部数 各1部

エ 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で郵送すること。(郵便事故等により期限内に到着しなかったことに対し、異議を申し立てることはできません。)

(2) 申請書類

ア 作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。

イ この工事の競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書(様式1)を作成してください。

ウ 競争入札参加資格確認資料は下記のとおりとし、次に従い作成してください。

工事経歴実績を記載した書面

第1(1)のサに掲げる資格があることが判断できる同種工事の施工実績を工事経歴実績報告書(様式3)に記載してください。当該工事が財団法人日本建設情報センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は「竣工時カルテ受領書」を添付してください。工事内容によっては「工事カルテ」の提出を求める場合があります。

登録されていない場合は、記載した工事の施工実績が確認できる契約書の写し(受注形態が共同企業体の場合は協定書)と設計書及び仕様書等を提出してください。

これらによることができない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」を提出してください。

(3) 申請書及び資料の作成説明会は実施しません。

(4) 競争入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和7年10月28日(火)(予定)に一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

(5) その他

ア 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された申請書及び資料は、返却しません。

ウ 提出期限の日以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めません。

第3 設計図書等の貸与

(1) 期 間 令和7年10月8日(水)から令和7年10月30日(木)まで(土曜日、日曜日、祝祭日は除きます)

(2) 時 間 午前9時から午後5時まで

(3) 場 所 奈良県吉野郡上北山村河合107番地
上北山村教育委員会

(4) 提供方法 CDで貸与(事前連絡すること)

第4 質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質疑がある場合においては、次に従い仕様書等に関する質問票(様式4)により提出してください。

ア 受付期間 令和7年10月8日(水)から令和7年10月30日(木)午後5時まで

イ 提出場所 「第2(1)イに同じ」

ウ 提出方法 電子メールとします。

(2) 質疑に対する回答は、次のとおりとします。

ア 回答期日 令和7年11月6日(木)まで(予定)

イ 回答方法 全者に電子メールで回答します。

第5 入札方法等に関する事項

(1) 方 法 郵便入札

- (2) 提出期限 令和7年11月10日(月)午後5時 必着
- (3) 提出場所 〒639-3701
奈良県吉野郡上北山村大字河合107
上北山村教育委員会 宛
- (4) 提出方法 郵送又は持参
※郵送の場合は一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で郵送すること。(郵便事故等により期限内に到着しなかったことに対し、異議を申し立てることはできません。)
- (5) 入札書 入札は総計金額で行います。落札者の決定に当たっては、入札書(様式5)に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時はその端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (6) 入札保証金 免除とします。
- (7) 契約保証金 上北山村契約規則(平成24年規則第13号)第18条の規定によります。
- (8) 入札用封筒 指定様式のとおり(様式7 上北山村ホームページ参照)
- (9) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とします。

第6 開札の日時、場所等

- (1) 日 時 令和7年11月11日(火) 午前9時
- (2) 場 所 奈良県吉野郡上北山村大字河合330
上北山村振興センター 2階会議室
- (3) 方 法 入札の開札は、上記の日時及び場所において、入札参加者又は入札事務に関係のない職員(開札立会人)の立ち合いにより執行します。また、開札の結果、落札者となるべき価格で入札をした者が2人以上あるときは、開札立会人にくじを引かせて決定します。

第7 その他

- (1) 工事費内訳書の提出
工事費内訳書(様式6)を入札書と共に封筒に入れてください。
- (2) 入札の無効
第1に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札者心得に違反した入札は無効とします。
- (3) 建築工事業の特定建設業の許可を有しない業者については、落札後、施工体制図及び下請金額(何れも見込み)が分かる書類(任意様式)を提出してください。
- (4) 本契約の成立
地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び上北山村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第7号)の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事又は製造の請負となる契約については、上北山村議会の議決を要しますので、落札者は仮契約とし、議会議決を得た後に本契約を締結し、着工となります。

第8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間において、落札した者が入札参加資格の制限又は、指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

第9 契約書作成の要否

要します。落札者は、上北山村契約規則(平成24年規則第13号)第16条第1項の規定に基づき、落札の日から5日以内に仮契約を締結するものとします。

第 1 0 問 い 合 せ 先

奈良県吉野郡上北山村大字河合 1 0 7

上北山村教育委員会

電 話 : 07468-2-0066

F A X : 07468-2-0360

M a i l : kyoiku@vill.kamikitayama.lg.jp